

令和 7 年 3 月
千早赤阪村議会総務民生常任委員会
会議録

開会 令和 7 年 3 月 6 日

閉会 令和 7 年 3 月 6 日

千早赤阪村議会

令和7年3月総務民生常任委員会会議録

1. 招集年月日

令和7年3月6日

2. 招集の場所

千早赤阪村役場 議事堂

3. 出席委員

委 員 長	徳 丸 初 美	委 員	服 部 幸 令
副 委 員 長	藤 浦 稔	委 員	吉 田 昭 之
委 員	千 福 清 英	委 員	田 村 陽
委 員	井 上 浩 一		

4. 欠席委員

な し

5. 本委員会に説明のため出席した者の職氏名

村 長	菊 井 佳 宏	総 務 課 長	菊 井 秀 行
村政戦略部長兼産業建設部理事	池 西 昌 夫	会計管理者兼税務課長	倉 真
総務部長兼産業建設部理事	日 谷 順 彦	住 民 課 長	酒 見 健 司
健康福祉部長	中 野 光 二	福 祉 課 長	山 谷 光 代
秘書企画課長	北 浦 信 行	健 康 課 長	仲 谷 聡 子
危機管理課長	尾 谷 浩	教 育 課 参 事	芝 岡 聡

6. 本委員会に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	柏 原 美 佳	議会事務局書記	土 井 達 也
--------	---------	---------	---------

7. 付議案件

1. 議案第 7 号 千早赤阪村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の改正について
2. 議案第 8 号 千早赤阪村職員定数条例の改正について
3. 議案第 9 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の改正について
4. 議案第 11 号 一般職の職員の給与に関する条例の改正について
5. 議案第 12 号 職員の旅費に関する条例の改正について
6. 議案第 13 号 千早赤阪村国民健康保険条例の改正について

7. 議案第15号 千早赤阪村消防団員等公務災害補償条例の改正について
8. 議案第16号 千早赤阪村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の改正について
9. 議案第17号 令和6年度千早赤阪村一般会計補正予算（第13号）
10. 議案第18号 令和6年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
11. 議案第19号 令和6年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第6号）
12. 議案第20号 令和6年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

午前 11 時 15 分 開会

○徳丸委員長 改めまして、おはようございます。

今日の出席委員は 7 名です。定足数に達していますので、総務民生常任委員会を開催します。

本委員会に付託されました案件は、条例 8 件、補正予算 4 件、計 12 件となっています。ご審査のほどよろしくお願いします。

なお、付託された案件の提案説明は本会議において受けていますので、省略します。

審査は 1 議案ごとに担当者より説明していただき、採決を行います。

それでは、順次議題とします。

議案第 7 号千早赤阪村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の改正についてを議題とします。

本案件について説明を求めます。

北浦秘書企画課長。

○北浦秘書企画課長 それでは、議案第 7 号千早赤阪村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の改正についてご説明します。

本議案は、令和 6 年 6 月に情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、令和 7 年 4 月から施行されることに伴い、条例中の法律の条ずれへの対応が必要なことから、所要の改正を行うものです。

それでは、改正事項をご説明いたします。

1 ページの新旧対照表をご覧ください。

右が改正前、左が改正後でございます。

第 2 条定義において、第 3 号中、第 2 条第 8 項を第 2 条第 9 項に、第 4 号中、第 2 条第 12 項を第 2 条第 13 項に、第 5 号中、第 2 条第 14 項を第 2 条第 15 項に改正します。

附則として、この条例は令和 7 年 4 月 1 日から施行するものです。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○徳丸委員長 これより質疑に入ります。

田村委員。

○田村委員 どうもご説明ありがとうございました。

法改正に基づく条ずれの訂正ってことなんですけれども、この元の法改正の内容っていうのはどういったものだったのか教えていただけますでしょうか。

○徳丸委員長 北浦課長。

○北浦秘書企画課長 法改正の内容についてですけれども、ちょっと法律名が長いんですけれども、行政手続における特定個人を識別するための番号の利用に関する法律の第2条が、この定義に関する法律上の項目になるんですけれども、そこに新たに第8項として、カード代替電磁的記録という文言が追加されます。その内容につきましては、いろいろマイナンバーカードの内容であったり、そういった内容をスマホとか、そういうのでも活用できるというような形になってまいりますので、その辺の内容が追加されるというようなことで、それに伴って条ずれが起こるという内容になっております。

以上です。

○徳丸委員長 ほかに質疑ありませんか。

井上委員。

○井上委員 この法律の改正に伴う条例改正っていうのは結構頻繁にあるんですけど、条例自体、そこを改正っていうことでいろいろ触られるんですけど、その条例についてほかに何か、現状と過去に触ったときにずれがないかとか、その辺の点検とかはされるんですか。

○徳丸委員長 北浦課長。

○北浦秘書企画課長 条例改正に当たって、例えば国のほうからそういった法律の情報も参りますし、例えばそういう例規の関係業者からの情報も収集しまして、その辺を含めて本村に必要な改正内容については点検をしているというような状況です。

以上です。

○徳丸委員長 井上委員。

○井上委員 分かりました。こうやって法律改正に伴って条例を改正される場合は、そうやって点検されるということなんですけど、その他規則とか条例とか例規とかあると思うんですけど、その辺に関しては定期的に何か点検されるとか、そういうことあるんでしょうか。

○徳丸委員長 北浦課長。

○北浦秘書企画課長 規則等につきましては、条例改正に伴って関連箇所があればその都度改正することになるかと思います。ホームページにつきましても、改正があった時点では点検をして、各部署で改正するということで、何か、正直定期的につていう意味では行うよりも、その改正の都度という形になるかというふうに考えております。

以上です。

○徳丸委員長 日谷部長。

○日谷総務部長 法規の改正につきましては、各それぞれ議会が定期的に、3月、6月、9月、12月ってあると思うんですけども、そのタイミングの大体ちょっと前に、特に南河内の市町村においては法規の担当会議っていうのもございまして、その中で必要な改正っていうのをそれぞれ出し合って、こういう改正、国からのこういう法律改正があったんで条例改正せな駄目ですよとかというような意見交換とかもしまして、それを持って各課に総務課のほうからこういう改正が必要じゃないですかというような形でまあまあ情報提供したり、今さっき北浦課長答弁ありましたように、国からの通知もございまして、条例から規則に委任してる部分につきましては、当然条例、上位法が変わると委任されてるその規則の部分も影響する部分につきましてはそれに応じて改正を行うというようなところで、まあまあ随時、定期的ではないですけども、随時その辺は確認してるというようなことでございます。

以上です。

○徳丸委員長 井上委員。

○井上委員 それと、マイナンバーカードのことをこれは言われてるんやと思うんですけども、あちこちで結構トラブルが起こっててっていう話は大変多く聞きますんで、村で何かそういうトラブルが発生して何か国に持ち上げたような事例とかあるんでしょうか。

○徳丸委員長 酒見課長。

○酒見住民課長 今のところ特段大きな事案というのは、村に関しては聞いておりません。

以上です。

○井上委員 分かりました。ありがとうございます。

○徳丸委員長 ほかにないですか。

(「質疑なし」の声あり)

○徳丸委員長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○徳丸委員長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第7号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○徳丸委員長 異議なしと認めます。よって、本案は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第8号千早赤阪村職員定数条例の改正についてを議題とします。

本案件について説明を求めます。

北浦秘書企画課長。

○北浦秘書企画課長 議案第8号千早赤阪村職員定数条例の改正についてご説明いたします。

本議案は、小学校の児童数の減少により大阪府教育委員会から派遣される教員数が減少する中、村で教員を雇用し一定数を確保するため、職員定数条例を改正するものです。

新旧対照表をご覧ください。

第2条第4号を教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校の職員とし、人数を12人から13人に増やします。そのほか文言の整理を行います。

附則として、この条例は令和7年4月1日から施行します。

以上、説明といたします。よろしくお願いいたします。

○徳丸委員長 これより質疑に入ります。

田村委員。

○田村委員 今回、複式学級となる学年がある小学校において単式学級を維持できるよってというのは、これは赤阪小学校を念頭に置いておられるのかなと思うんですけども、これね、今回先生が、結局複式学級となってしまうので先生が1人減ってしまうと、府から、府の職員としての先生が1人減ってしまうと。それで、村で、単費で先生を雇用してそこに追加するというような話かなと思うんですけども、その認識で合ってますでしょうか。

○徳丸委員長 芝岡参事。

○芝岡教育課参事 公立小・中学校の学級編制基準っていうのがございまして、赤阪小学校はその基準によると、6学年あるうち2学年を1学級として考える、1人減ってしまうというよりも、配置が1人ない、必要な学年数が5学年になるという意味になっております。

以上になります。

○徳丸委員長 田村委員。

○田村委員 これまで6学年、6クラスというのはですか、が配置されていて、要は先生が

6人ってことなんですかね、そうですね、配置されていたのが、それが5人になってしまう。それを単式で維持するために村単費で雇用してそれを6にするということってことですね。分かりました、ありがとうございます。

今回、その新しく追加される方を教育委員会のほうで、教育委員会に属するという形にされるので、今回の改正、例えば文言が、その事務部局っていう文言がそこに、教育委員会の所管に属する学校の職員という文言が追加されたり、事務部局という文言が機関内というふうに変更があったのかなというふうに理解しておるところなんですけれども、今回のこの単費で確保することによる財政負担の増ってというのがどれぐらいになるのかお聞きできますでしょうか。

○徳丸委員長 北浦課長。

○北浦秘書企画課長 すいません、ちょっと正確な数字が今手元にはないんですけれども、今回の当初予算の中には含めておりますので、ちょっとそれまでには確認したいと思います。申し訳ございません。

○徳丸委員長 田村委員。

○田村委員 分かりました。また、当初予算特別委員会でお伺いしたいと思います。

じゃあ、そこで、ちょっと分かる範囲で、1つは会計年度任用職員さんっていう形で採用されるのか、それとも一般職っていう形で採用されるのか、その点どういうふうにお考えなのか。現状のその先生、配置されてる先生がいらっしゃると思うんですけど、その先生を継続雇用みたいな形になるんですかね。その点ちょっと教えていただけますでしょうか。

○徳丸委員長 北浦課長。

○北浦秘書企画課長 まず、雇用方法につきましては、任期付職員という形で予定をしております。

配置の方法については、別途回答させていただきます。

○徳丸委員長 芝岡参事。

○芝岡教育課参事 現在、中学校にも1名村費で働いていただいている先生はいらっしゃいますが、その方は会計年度職員となります。その方は中学校の教員となりますので、今回考えておるのは小学校での配置となります。先生の質や教員免許とかもございますので、新たに募集をして面接等も行いながら配置のほうを考えております。

以上となります。

○徳丸委員長 田村委員。

○田村委員 配置のほうを考えておられるってことなんですけど、その時間的な余裕って

というのが、4月1日からと考えるとあまりないんじゃないかと、そこちょっと心配になるんですけど、その点いかがでしょう。

○徳丸委員長 芝岡参事。

○芝岡教育課参事 教員というのは、6学年あったとしても6人だけ働いているわけではございません。それ以外にも府が頑張っていて加配の教員っていうのを配置いただいております。ただし、その加配の教員っていうのは、いろいろな条件や加配の目的がございますので、担任ができなかったりっていう現状もありますので、見つかる間は、その加配の目的に対しては全ての教員で分担しながらするということで、まずは子どもたちにそれぞれの学年の学習をしっかりと学べる環境づくりっていうのを大切にしたいと考えております。

以上になります。

○徳丸委員長 田村委員。

○田村委員 分かりました。ちょっと僕、当初予算特別委員会で委員長をさせていただくことになってますので、ちょっと委員会で聞けないので今ちょっとお聞きしてるんですけど、なかなかこれ難しい問題だなと思ひまして。というのも、そういう複式学級になるのが今後も続いていくのであれば、それ、今6人いらっしゃる先生の配置っていうのが最大3人になっていくということですよ。それが赤阪でも小吹台でも同じように起これば合計で6人分、最大、村で単費で見るということに、要は複式学級が3クラス、3学年、3クラスか、3クラス3クラスずつとなれば最大6人っていうことになると思うんですよ。そのときの結構なその財政的な負担というのも大きくなってくるかなと思いますし、ほんでその学校の、小学校の在り方について、令和7年度から議論を始めていかれるっていうことで、そこにもまた関わってくる話かなと思っております。

その点1つ、ちょっと今、じゃあ今後もその複式学級っていうのが増加していく見込みがあるのかどうか、その点だけちょっとお伺いできますでしょうか。

○徳丸委員長 芝岡参事。

○芝岡教育課参事 児童数の偏移については、もちろん今後減っていく傾向にあるかなと思います。先ほど田村委員がおっしゃった、例えば今複式学級が1学級で、さらにもう一学級できた場合は大阪府としても何かしら対応をいただけるというふうに聞いております。

以上になります。

○徳丸委員長 よろしいですか。

千福委員。

○千福委員 単式、複式の学級の可能性等々の議論されておりますけども、人数で言いましたら8名、9名あたりがちょっと分かれ目च्छゅうゆうに私ちちょっとお聞きしてるんですけども、その辺の、今後小学校へ入学されるお子さん、向こう5年間ぐらいの状況はいかなものでしょうか。分かっている範疇でお願いしたいと思います。

○徳丸委員長 芝岡参事。

○芝岡教育課参事 小・中学校の学級編制基準につきましては、小学校1年生の児童含む2の学年で編制する場合は8名となっております。ですので、2学年合わせて、1年生を含んでおれば8名を下がると単式から複式になるということになります。1学年の児童を含まず2の学年で編制する場合については16名になります。

次年度の1年生については、現在8名の入学と聞いております。そこに、1年生の場合であれば、2年生を足して8名以上いるのであれば単式で、複式にならないということになります。そして、2年生、3年生というふうに上がっていきますと、基準が16人というふうに編制しております。ただし、この人数なんですけど、通常学級に在籍する人数とは別に、支援学級に在籍する児童がもしいた場合は、この人数に含まれないという決まりがございますので、例えば2学年合わせて18名いたとしても、支援学級の子が4名いれば14人になります。ここ5年間については、その支援学級の在籍の数によって流動的なものもございますが、もし支援学級がないのであればしばらくは大丈夫であろうという状況でございます。

以上になります。

○徳丸委員長 千福委員。

○千福委員 どうもありがとうございます。今後の見通しもちょうとお話ししていただきまして、今回こういうふうな改正されるということは、よりお子さんにとって、小学生にとってちょっと密度の濃い教育を目指しての対応かと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございます。

○徳丸委員長 ほかにありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○徳丸委員長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○徳丸委員長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第8号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○徳丸委員長 異議なしと認めます。よって、本案は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第9号職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の改正についてを議題とします。

本案件について説明を求めます。

北浦秘書企画課長。

○北浦秘書企画課長 議案第9号職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の改正についてご説明いたします。

本議案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部改正に伴い、本村においても所要の条例改正を行うものでございます。

新旧対照表の1ページをご覧ください。

右が改正前、左が改正後でございます。

改正条例第1条は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正です。

第8条の3は、育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限で、対象となる職員の範囲を3歳に満たない子のある職員から小学校就学の始期に達するまでの子のある職員に拡大します。

2ページをご覧ください。

第18条は、配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等で、配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して仕事と介護との両立に資する制度について知らせるとともに、制度に対する職員の意向を確認をするため、面談等の措置を講じることとしています。

3ページをご覧ください。

第19条は、勤務環境の整備に関する措置で、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、研修の実施や相談体制の整備をすることを定めています。

改正条例第2条は、職員の育児休業等に関する条例の一部改正です。

第20条は、部分休業の承認に関する規定です。

4ページをご覧ください。

関係法令の改正による条ずれに伴う改正を行います。

附則として、この条例は令和7年4月1日から施行します。

また、経過措置として、第1条の規定による改正後の時間外勤務制限の請求は施行日前からできるものとするものでございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○徳丸委員長 千福委員。

○千福委員 どうもありがとうございます。

全体的に職員さんの育児と介護に関する部分での拡充に対しての改正かと理解しておりますが、この第19条、3ページ目ですか、新旧対照の、ここの(3)のところに勤務環境の整備をされるという、この勤務環境の整備っちゅうのはどのようなものになるのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○徳丸委員長 北浦課長。

○北浦秘書企画課長 ちょっと具体的なところ、ちょっと私もまだ勉強中で申し訳ないですけども、国の制度に則って、研究させていただきまして、それに順次対応をしてみたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○徳丸委員長 千福委員。

○千福委員 ありがとうございます。

○徳丸委員長 ほかにありませんか。

井上委員。

○井上委員 今千福委員がおっしゃられたところ関連するんですけど、勤務環境ということで、その前段、18条に、介護を必要とする状況に至ったことを申し入れたときっていうことに変えてるんですけど、なかなか申し出るっていうのはどうやら、ハードルが高いというか、ちょっとしんどいかなっていう状況があったりするんじゃないかなと思うんで、その勤務環境の整備っていうところにこの辺、例えば何かカウンセリングみたいななんかを起こされたりとか、そういう状況が必要かなと思うんですけど、その辺を考慮される予定とかはあるんでしょうか。

○徳丸委員長 北浦課長。

○北浦秘書企画課長 制度の周知っていうのは必要かと思うしますので、その辺は十分に行ってまいりたいと考えております。

また、説明、ちょっと省略させていただきましたけども、第18条の第2項において、40歳に達した年度においてそういったことを知らせるということも規定しておりますので、その辺も含めて周知に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○徳丸委員長 井上委員。

○井上委員 ありがとうございます。非常にセンシティブというか、微妙なことやと思いますので、その辺重々よろしく、対応よろしくお願いいたします。

以上です。

○徳丸委員長 ほかにありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○徳丸委員長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○徳丸委員長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第9号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○徳丸委員長 異議なしと認めます。よって、本案は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第11号一般職の職員の給与に関する条例の改正についてを議題とします。

本案件について説明を求めます。

北浦秘書企画課長。

○北浦秘書企画課長 議案第11号一般職の職員の給与に関する条例の改正についてご説明いたします。

この改正は、令和6年人事院からの職員給与の改定に関する勧告に基づき、国におきまして一般職の職員の給与に関する法律が改正されたことから、本村においても国の改正に準じ職員給与等の改正を行うものでございます。

今回の改正は、人事院勧告のうち、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備のための関係法律の改正に関する勧告により、給料表の改定や諸手当の改正をするものです。

新旧対照表の1ページをご覧ください。

第15条は、扶養手当に関する規定です。

第2項では、支給対象から配偶者を削除します。

第3項では、子の扶養手当を1万3,000円に増額します。

改正前、第16条は、扶養手当の支給方法の規定ですが、国の法改正に合わせ、規則で

規定することとし削除します。

3ページをご覧ください。

第16条は、地域手当の規定です。原則、都道府県単位での規定となり、大阪府域は12%となります。

第16条の2は、住居手当です。規定中、配偶者に事実上の婚姻関係にある者を含むこととします。

第24条の2は、管理職員特別勤務手当です。手当支給の対象となる平日の時間範囲を午後10時からに拡大します。

4ページをご覧ください。

第28条の2は、定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外です。住居手当を支給対象とするため、除外規定から削除します。

第28条の3は、特定任期付職員等についての適用除外規定です。条ずれによる改正です。

別表第1は、行政職給料表です。各給与の初号の額を引き上げ、より職責を重視した給料体系になるよう改正します。

13ページをご覧ください。

附則第1項として、この条例は令和7年4月1日から施行するものでございます。

附則第2項は、号給の切替え規定です。附則別表により切替えを行います。

附則第4項は、扶養手当に関する経過措置で、令和8年3月31日までは、配偶者は3,000円、子は1万1,500円を支給することとします。

14ページをご覧ください。

附則第5項は、地域手当に関する経過措置です。令和10年3月31日までは規則で定める割合とします。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○徳丸委員長 これより質疑に入ります。

千福委員。

○千福委員 どうも説明ありがとうございます。

人事院勧告による村の条例の改正つちゅう形で、ちょっと1点、この提出議案の中の4のところの管理職員特別勤務手当の改正というところで、平日におかれて深夜に勤務に対する手当の対象時間帯の拡大、拡大はいい方向に拡大されるんですけども、スタートが午前0時になってるつちゅうのは、これは何か理由あるんですか。もともと、私の解釈では、10時から深夜勤務に当たるつちゅうように解釈してたんですが、従前、役所のほう

は午前0時から、従前からされておったっちゃうのは何か理由あるんですか。

○徳丸委員長 北浦課長。

○北浦秘書企画課長 超過勤務を支給する場合、それはたしか10時から深夜割増しという形ですが、違いますか。今回改正するのは、管理職員特別勤務手当ということで、本来時間外勤務手当が出ない管理職についても、一定の深夜業務であったり、休日の業務については手当がつくという内容で、これまで国のほうでも午前0時からというふうな規定であったのが今回拡大されますので、それに合わせて村でも対象となる時間帯を拡大するというような改正になっております。

以上です。

○徳丸委員長 千福委員。

○千福委員 ありがとうございます。従前は、手当等につきましては管理職のほうは支給されてなかったようにちょっと私感じておったんですが、ですけども、この深夜業務っちゃうのは、従前は0時からで、これ国のほうは0時ですか。労働基準法では10時からになってると思うんですけど、その辺の、私、解釈間違っただけか分かりませんが。

○徳丸委員長 北浦課長。

○北浦秘書企画課長 今回の改正ですね、国家公務員に準じてということで、国も同じ制度ということで、そこは従前から午前0時からがこの管理職員特別勤務手当という意味では支給される形で、状況としては、例えば災害による待機とか、そういったケースが支給対象になっているというふうな状況です。

以上です。

○徳丸委員長 千福委員。

○千福委員 ありがとうございます。あくまでも管理職の方に対象っちゃう形の部分の解釈でよろしいんですね。

ほんで、管理職以外の職員さんは、もともとは10時から、もしそういう勤務になった場合は、10時から深夜業務として対応されておられるんですね、役所としては。

○徳丸委員長 北浦課長。

○北浦秘書企画課長 時間外勤務手当につきましては、正規の時間外を超えた時点で時間外勤務手当がつくんですけども、おっしゃるような深夜の時間帯につきましては割増しの率が規定されておりますので、そこは労働基準法等に則った率となっております。

以上です。

○徳丸委員長 千福委員。

○千福委員 ありがとうございます。恐らく深夜業務につきましては10時から翌朝の5

時までの範囲が深夜業務で、労働基準法の中で定められておると私自身解釈してるんですけども、割増しにつきまして二十数%を超える割増し率、これはいろんな会社さんによって違う場合もあると思うんですけども、労働基準法の中ではあると思います。それも含めて、ちょっと私、ちょっとね、この0時っちゅう解釈、もともとされておったのかなと思ってたんで、役所としてね、深夜業務自体が。そうじゃなくって、今回は管理職の方を対象とした形での改正の部分ですよね。そういう形でいいんですよね。ありがとうございました。

○徳丸委員長 北浦課長。

○北浦秘書企画課長 おっしゃるとおり、以前、昔はおっしゃるように管理職っていうのは基本何も手当が出ない時代もあったとは思いますが、現在はこういう管理職特別勤務手当ということで、一定の深夜業務に従事した場合には手当が出ると、その時間範囲が拡大されたというふうな改正になっております。

以上です。

○徳丸委員長 ほかにありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○徳丸委員長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○徳丸委員長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第11号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○徳丸委員長 異議なしと認めます。よって、本案は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

ここで休憩に入ります。

13時から再開します。

午前11時57分 休憩

午後 1時00分 再開

○徳丸委員長 午前に引き続き、総務民生常任委員会を開会します。

議案第12号職員の旅費に関する条例の改正についてを議題とします。

本案件について説明を求めます。

北浦秘書企画課長。

○北浦秘書企画課長 議案第12号職員の旅費に関する条例の改正についてご説明いたします。

この改正は、国家公務員等の旅費の支給に関する法律の一部改正に伴い、職員の旅費について条例を改正するものです。

改正条例案をご覧ください。

改正点が多いことから、全部改正としております。

主な改正点について説明いたします。

第1条は目的、第2条は用語の意義です。

第2条第2号で規定する旅行役務提供者は、旅行代理店等を指しています。

第3条は旅費の支給です。

次のページになりますが、第3条第4項をご覧ください。

第4項で旅行役務提供契約に基づく支払いができるよう規定しております。

第4条は旅行命令等についての規定です。

第4項で旅行命令簿による旅行命令を基本とし、いとまがないときは別の命令方法も可能とします。

次のページの第6条をご覧ください。

第6条は旅行の種類です。鉄道賃、船賃などを規定しております。

第7条は旅費の計算です。旅費は、旅行に要する実費を弁償するものとして、種目及び内容に基づき最も経済的な通常の経路及び方法によって計算します。

次のページの第11条をご覧ください。

第11条は旅費の請求手続です。

第1項では、旅費の支払いを受けようとする旅行者や旅行役務提供者は、所定の請求書等を提出することとしております。

第5項、第6項は電磁的方法での手続を規定しております。

次のページの第12条をご覧ください。

第12条は鉄道賃の規定でございます。

同じく、第13条は船賃の規定となっております。

次のページの第14条をご覧ください。

第14条は航空賃の規定となっております。

第15条はその他の交通費の規定でございます。乗合バスやタクシーの利用について規

定しております。

次のページ、第16条をご覧ください。

第16条は宿泊手当の規定です。宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用で、その額は1夜当たり2,400円でございます。

第17条は宿泊費で、旅行中の宿泊に要する費用の規定です。これまで定額で規定していましたが、国家公務員に準じ、国家公務員等の旅費支給規定で規定される額を限度に支給します。

第21条は旅費の支給額の上限です。第7条により、最も経済的な通常の経路及び方法により計算した額と実際に支払った額を比較し、少ないほうの額を支給するとします。

次のページの第23条をご覧ください。

第23条は旅費の返納です。旅行者や旅行役務提供者がこの条例等に違反して旅費の支給を受けた場合は返納させることとしております。

附則第1項として、この条例は令和7年4月1日から施行します。

附則第2項、第3項は経過措置です。

次のページになりますが、附則第4項から第8項は関係条例の職員の旅費に関する条例の記載について一部改正するものです。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○徳丸委員長 これより質疑に入ります。

田村委員。

○田村委員 どうもご説明ありがとうございました。

今回、国家公務員等の旅費に関する法律が一部改正されたことで、それに伴う改正ということで、ほぼ全部といいますか、大きく変更されておりますので、何点かお伺いしたいと思います。

まず1点なんですけども、最初の第3条ですね。第3条は職員が出張した場合には当該職員に対し旅費を支給するってことで、職員の出張について規定されているもので、その次の2ですね、2ではもともとは、これ、現状、職員または職員以外の者がとなっておりますけれども、もともとは職員以外の者だけで、今回職員ってということが追加されてるわけなんですけれども、ここでその職員が追加された理由というのが分かりましたらお伺いしたいと思います。

○徳丸委員長 北浦課長。

○北浦秘書企画課長 第3条の点についてのご質問ですけれども、第1条では出張した場合ということで、第2条の第1号で出張のほうを定義されてますけれども、任命権者また

は任命権者からの委任を受けた者が命令すると、認めるという場合を指しております。第2項ですね、第3条第2項につきましては、職員または職員以外の者が村の機関の依頼または要求に応じて公務の遂行を補助するために旅行した場合ということで、任命権者以外の者から村の職員に対して旅行の依頼もしくは命令、要求ですね、があった場合が想定されますので、その部分を追加しているという形になります。

以上です。

○徳丸委員長 田村委員。

○田村委員 分かりました。それはその第4条で規定されている旅行命令及び旅行依頼と、ここの違いに関わってくるのかなというふうに思うんですけども、ただこの、なかなか旅行命令と旅行依頼という言葉、日常生活で、まず聞くことのない言葉ですので、ちょっとどういうことかなと思ひましてご質問をさせていただきました。

これ、旅行命令と旅行依頼というのは、具体的にどういった違いがあるのか教えていただけますでしょうか。

○徳丸委員長 北浦課長。

○北浦秘書企画課長 現状でいいますと、ほとんど、現在ではシステムで職員の出張命令といえますか、入力をしておりまして、ほぼこの旅費に当たるものはその部分かなというふうに考えております。職員がほかの機関から依頼を受けて出張するというケースは、あまりケースとしてはないのかなと思うんですけども、ほかの委員等の方が出張する場合に、そのシステムの出張、命令のシステムの入力以外に、依頼に基づいて本村に来ていただくというか、そういったケースが考えられるかなというふうに考えております。

以上です。

○徳丸委員長 田村委員。

○田村委員 分かりました。ありがとうございます。

ちょっと遡って、3条ですね、3条の3項。前項の旅費の支給については、その都度村長が、この職員との均衡を考慮して支給額を定めるとあるんですけども、時々この均衡って言葉が出てくるんですけども、ちょっと今回、前項ってことは第2項ですか、この2項に関して、職員との均衡を考慮するっていうのはどういうことを具体的に考えておられるのか教えていただけますでしょうか。

○徳丸委員長 北浦課長。

○北浦秘書企画課長 通常、最も経済的な通常の経路で計算されるんですけども、職員以外の方が旅行を依頼したときに実費として請求があっても、通常の経路、職員が取る場合の旅費と同程度かどうかという確認をさせていただいて、あまりその辺が極端に違う場

合はやはりその辺の基準に基づいて支給させていただくことになるかなと思いますので、そういった意味で均衡を考慮する必要があるということを定めております。

以上です。

○徳丸委員長 田村委員。

○田村委員 分かりました。第3条の2項が主に職員以外の方についての規定で、その職員以外の方に対する旅費が職員と大きな差がないようにというようなことなのかなというふうに理解いたしました。

あと、6条で、今回宿泊手当って形で新設されております。これは、以前の改正前でしたら日当に当たる、当たるというか、日当があったけれども、今回その日当がなくなって新たに宿泊手当が創設されたというふうに理解しておりますけれども、一つ、この日当がなくなって宿泊手当が新設された理由っていうのはどのあたりにあるのか教えていただけますでしょうか。

○徳丸委員長 北浦課長。

○北浦秘書企画課長 第16条の宿泊手当の趣旨についてご質問かと思います。

これまで日当ということで、日帰りの出張でも定額での支給があったんですけれども、今回国の改正に準じまして日当ではなく宿泊手当という形での規定となっております。

宿泊手当につきましては、宿泊を伴う場合の諸雑費ということで、主には夜の食事代を想定しているというふうに理解しております。

以上です。

○徳丸委員長 田村委員。

○田村委員 分かりました。ということは、今まで日当でしたら日帰りの場合でも発生するわけで、今回からはその宿泊手当という形になることは、日帰りであれば特にそういうものは発生しないけれども、宿泊であれば主に夜の食事とかですか、そこら辺を考えて支給されるということかなというふうに理解いたしました。ありがとうございます。

今回、また宿泊費が大きく内容が変わりまして、今までが定額支給だったところが今回から上限を設けた実費支給というような形になっていると理解しているんですけれども、その背景にどういった事情があるのか教えていただけますでしょうか。

○徳丸委員長 北浦課長。

○北浦秘書企画課長 背景といいますか、実態として昨今非常に宿泊費、ホテル代が高額になってきているというような状況があるかと思います。これまでは1泊1万900円という定額での支給であったんですけれども、やはり、特に東京であったり、そういった一部の地域ではその金額ではなかなか、それ以上の金額がかかってしまうというのは実態で

あったかと思います。その辺がやはり国家公務員でも実態に合わせて金額の設定であったり、地域ごとの規定となっていることから、それに準じて本村もそういった地域ごとの規定に変更、改正するというような趣旨でございます。

以上です。

○徳丸委員長 田村委員。

○田村委員 分かりました。昨今、金額が、宿泊費が高騰しているということで、今まで実費分との差額を、それこそ職員さんが自費で負担するというような状況があったのかなというふうに、そういう状況はさすがに是正すべきであるなというふうに感じておるところでございます。

同じく、この、先ほど17条で、17条2項で、規則で定める特別の事情により、前項の基準額を超える場合ってことで、例えば東京でしたらその1万9,000円とか、大阪でしたら1万3,000円とか、そういった基準額を超えてしまう場合についても規定がされてますけど、これは、こういった規則っていうのがもう現状何かあるんでしょうか。

○徳丸委員長 北浦課長。

○北浦秘書企画課長 規則につきましては、現在ございませんので、今回規則、規定の分が数点ありますので、規則を制定していきたいと考えております。いろんな事情で、例えばその地域にも泊まる場所がほかにないか、いろんな事情が想定されるのかなというふうには考えております。

以上です。

○徳丸委員長 田村委員。

○田村委員 確かに場合によってはそれこそ、大きなイベント時にはもう一気に集中するとか、そういうふうな事例があって、そうなるとうとう金額が高いところしかもう空いていないとか、そういった場合があるのかなというふうに了解いたしました。

それでは、以上です。ありがとうございました。

○徳丸委員長 ほかにありませんか。

服部委員。

○服部委員 宿泊手当が1夜当たり2,400円と規定されてるんですけども、この2,400円に決まった算出方法というか、この具体的な何かものがあれば教えていただけますか。

○徳丸委員長 北浦課長。

○北浦秘書企画課長 こちらについては国の基準に準じて規定しておりますので、こちらで何か算出したということはないんですけれども、先ほど申し上げたように宿泊に伴う諸

雑費ということで、食事代というふうに考えれば妥当な線かなというふうには考えております。

以上です。

○徳丸委員長 ほかにありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○徳丸委員長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○徳丸委員長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第12号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○徳丸委員長 異議なしと認めます。よって、本案は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第13号千早赤阪村国民健康保険条例の改正についてを議題とします。

本案件について説明を求めます。

酒見住民課長。

○酒見住民課長 それでは、議案第13号千早赤阪村国民健康保険条例の改正についてご説明いたします。

本議案は、厚生労働省から国民健康保険料の徴収猶予の取扱いについて通知が示されたため、国民健康保険料の徴収猶予期間について改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表をご覧ください。

第26条につきまして、改正前の規定では、災害や事業の廃止等により保険料の納付が一時的にできないと認められる場合に、6か月以内の期間に限り徴収猶予を認めていますが、厚生労働省からの通知を受け、急病等による場合は、徴収猶予の期間を最長1年とする改正を行うものでございます。

附則といたしまして、第1項施行期日、この条例は公布の日から施行するものといたします。

第2項経過措置といたしまして、改正後の第26条の規定は令和6年度分の保険料のうち、令和6年12月以後の期間に係るもの及び令和7年度以後の年度分の保険料について

適用し、令和6年度のうち、令和6年11月以前の期間に係るもの及び令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○徳丸委員長 これより質疑に入ります。

田村委員。

○田村委員 どうもご説明ありがとうございました。

こちらの1号から4号ってことで、震災ですとか風水害、落雷、火災等、もしくは事業または業務を廃止したり、業務に甚大な損害を受けたりというような理由があったときに6か月の猶予を認めるという規定だと思いますけれども、今回そこに急患等としてというこの条項が追加されたんですけど、ちょっとこれ具体的にどういうシチュエーションというか、状況が想定されておられるのかお伺いいたします。

○徳丸委員長 酒見課長。

○酒見住民課長 今回、急患等の場合、通常、今まで半年間の猶予でございました。急患ということは、認知症とか、今ご高齢の方が多い中で、判断能力は不十分な方が病院等に運ばれた際に手続や預貯金の出金等をできないというようなことが想定されております。そういった場合に成年後見人等の手続に時間を要するとか、そういったことを踏まえまして、今回半年間の猶予を1年間に延ばすというような考えで国のほう、改正されているものでございます。それに準じて市町村の条例も改正させていただこうというものでございます。

○徳丸委員長 田村委員。

○田村委員 分かりました。その成年後見人の選定っていうんですか、そこに時間を要するので、半年を超えてしまうことが想定されるっていうことでの改正ってことですね。はい、了解いたしました。ありがとうございます。

○徳丸委員長 ほかにありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○徳丸委員長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○徳丸委員長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第13号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○徳丸委員長 異議なしと認めます。よって、本案は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第15号千早赤阪村消防団員等公務災害補償条例の改正についてを議題とします。

本案件について説明を求めます。

尾谷危機管理課長。

○尾谷危機管理課長 それでは、議案第15号千早赤阪村消防団員等公務災害補償条例の改正につきましてご説明を申し上げます。

本議案は、最近における社会経済情勢に鑑み、補償基礎額及び扶養に係る補償基礎額の加算額の改定を行うべく、国において非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が改正されたことに伴いまして、本村における当該条例におきましても所要の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表をご覧ください。

第5条第2項第2号において、消防従事者、いわゆる消防作業に協力いただいた方の療養費の基礎となる額を下線部のとおり改正をいたしております。

同条第3項においては、事故発生時において該当する扶養親族のある場合について、前項における補償基礎額に加算する額が定められており、これも下線部のとおり各号における加算額を改正するものでございます。

続きまして、同条第4項につきましては、前項で定めのある22歳の子どもや孫や扶養親族にいる場合について加算する額を定めたもので、文言を整理するものでございます。

次のページをお願いいたします。

次いで別表でございますが、第5条第1項で定めのある補償基礎額について、勤務年数別に定めたものであり、下線部のとおり改正を行うものでございます。

附則としまして、この条例は令和7年4月1日から施行するものでございます。

なお、経過措置といたしまして、この条例による改正後の規定につきましては、この条例の施行日以後に支給すべき事由の生じたそれぞれの損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係るいわゆる傷病補償年金、障害補償年金、及びこれらにつきまして適用するものとしまして、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償及び同日前に支給するべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金については、従前の例によるものとするものでございます。

説明につきましては以上でございます。ご審議よろしくをお願いいたします。

○徳丸委員長 これより質疑に入ります。
ないですか。

(「質疑なし」の声あり)

○徳丸委員長 質疑がないようですので、質疑を終結します。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○徳丸委員長 ないようですので、討論を終結します。
これより議案第15号を採決します。
お諮りします。
本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○徳丸委員長 異議なしと認めます。よって、本案は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第16号千早赤阪村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の改正についてを議題とします。

本案件について説明を求めます。

尾谷危機管理課長。

○尾谷危機管理課長 それでは、議案第16号千早赤阪村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の改正についてご説明を申し上げます。

本議案は、消防団におけるシニア層の活躍を推進する観点から、消防団員等公務災害補償等共済基金等から支払われる経費につきまして、消防団員等公務災害補償等共済基金に関する法律施行令が改正されますことから、村における本条例も所要の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表のほうをご覧ください。

退職報償金は、非常勤消防団員として5年以上勤務して退職した者に、その者の勤務年数及び階級に応じて別表に掲げる額を支給することが定められており、同条につきまして勤務年数35年以上を追加し、その支給額をそれぞれ定めたものでございます。

附則としまして、この条例は令和7年4月1日から施行するものでございます。

なお、経過措置といたしまして、この条例による改正後の千早赤阪村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、令和7年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員につきましては、なお従前

によるものでございます。

説明につきましては以上でございます。ご審議よろしく願いいたします。

○徳丸委員長 これより質疑に入ります。

田村委員。

○田村委員 どうもご説明ありがとうございました。

この３５年以上が追加されたということなんですけれども、ここに該当する消防団員の方は実際にいらっしゃるのでしょうか。

○徳丸委員長 尾谷課長。

○尾谷危機管理課長 今現在、２月２８日時点ではございますが、３５年を超えられておる団員の方はいらっしゃいません。ただ、もう既に、もう３０年以上を経過しておられる団員さんが３名いらっしゃいます。今後、また２０年以上経過しておられる団員さんも６名いらっしゃいますので、この団員さんがこのままお勤めいただくことになれば、当然こちらのほうが適用されるかなということでございます。

以上でございます。

○徳丸委員長 田村委員。

○田村委員 ちょっと確認し忘れてたんですけども、この消防団員には定年っていうようなものはないんですか。

○徳丸委員長 尾谷課長。

○尾谷危機管理課長 定年の規定という具体的な規定は８０歳というふうなことで規定されておりまして、実務としましてそこまで本当に現場に関わるかどうかというところもございまして、保険の、いわゆる商品、先ほどございました、そういう様々な保険でございますね、そういったものが、適用が８０歳までというふうにされておるところでございます。

以上です。

○徳丸委員長 田村委員。

○田村委員 分かりました。８０歳っていうのはちょっと想定外でしたので、ちょっと驚いたところなんですけれども、なかなか人材、一般質問でもさせていただきましたけれども、消防団員の確保ってのが難しく、どんどん難しくなっている現状というのがありますので、この勤続年数っていうのが伸びていくってのが、やっぱりそういう側面が一つ影響しているのかなとも思いますので、またその消防団の存続に村としてもご尽力くださりますようよろしくお願いいたします。

○徳丸委員長 ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○徳丸委員長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○徳丸委員長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第１６号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○徳丸委員長 異議なしと認めます。よって、本案は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第１７号令和６年度千早赤阪村一般会計補正予算（第１３号）を議題とします。

本案件の総務民生常任委員会所管分について説明を求めます。

菊井総務課長。

○菊井総務課長 議案第１７号令和６年度千早赤阪村一般会計補正予算（第１３号）の総務民生常任委員会所管分につきまして説明させていただきます。

それでは、６ページをご覧ください。

第２表繰越明許の補正でございます。

令和６年度千早赤阪村低所得世帯支援給付金事業、健康管理システム改修事業、自動ラップ式トイレ配備事業を追加するものでございます。

次に、８ページをご覧ください。

第３表地方債の補正でございます。

変更となる地方債は、事業費の減額に伴う村道橋梁整備事業及び水道事業一般会計出資債の減額でございます。

また、廃止となる地方債は、浄化槽設置補助事業、農道整備事業及び臨時財政対策債でございます。

次に、２６ページをご覧ください。

歳出でございますが、全般的に事業費の確定や決算見込みなどによりそれぞれの不用額の減額、増額や財源更正を行っております。

不用による減額やそれに伴う財源更正につきましては、説明を省略させていただきます。

次、28ページをご覧ください。

上側なんですけれども、総務費の職員人件費の退職手当につきましては、退職予定者の増によるものでございます。

真ん中よりちょっと下側、総務費の基金管理費は、ふるさと応援寄附基金積立金の減額及び森林環境譲与税基金積立金の増額と各基金の利子収入の決算見込みなどによる増でございます。

下側にあります総務費の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業は、地方創生臨時交付金の返還金の増額でございます。

次に、32ページをご覧ください。

真ん中です。

民生費の身障更生医療関係事業費は、更生医療費の給付見込額の増による増額でございます。

同じく、介護訓練等の給付事業は、障がい者の訓練等の給付見込額の増額でございます。

その下側にあります補装具費は、補装具の給付見込みの増による増額でございます。

次に、34ページをご覧ください。

真ん中中央あたりです。

民生費の未熟児療育医療給付事業は、未熟児の療育医療費等の国庫負担金の返還金の増額でございます。

次に、36ページをご覧ください。

衛生費の保健センター管理事業費は、脚立購入に伴う庁用器具の増額でございます。

次に、38ページをご覧ください。

衛生費上側です。

衛生費の母子保健事業費は、健康管理システム改修委託料の増額でございます。

次に、44ページをご覧ください。

下側です。

消防費の広域消防事業費は、大阪南消防組合負担金の確定に伴う増額でございます。

次に、46ページをご覧ください。

上側です。

消防費の災害対策費のラップポン・トレッカーなどの購入に伴う機械器具費の増額でございます。

続きまして、歳入でございます。

14ページをご覧ください。

各科目の増減につきましては決算見込みによるもので、主なものを説明させていただきます。

村税は、決算見込みによる増減でございます。

次に、16ページにまたがりまして、各種交付金は、決算見込みによる増減でございます。

次に、18ページをご覧ください。

地方交付税につきましては、交付額の確定による増額でございます。

次に、中段、国庫負担金の補装具費の負担金、更生医療負担金、障害福祉サービス等の負担金は、歳出の増に伴う増額でございます。

次に、20ページをご覧ください。

府負担金です。

補装具の負担金、更生医療負担金、障害福祉サービス等の負担金は、国庫負担金と同じく歳出の増に伴う増額でございます。

次、府負担金の低所得者の保険料軽減負担金は、対象者の増加に伴う負担金の増額でございます。

次、府補助金です。

一番上側です。

総合相談事業交付金は、当該交付金の内示に伴う増額でございます。

次に、24ページをご覧ください。

諸収入です。

諸収入の真ん中です。

後期高齢者医療定率負担金精算金は、令和5年度後期高齢者医療定率負担金の額の確定による増額でございます。

以上とします。

○徳丸委員長 これより質疑に入ります。

服部委員。

○服部委員 29ページの車両管理費で、機械器具費マイナス657万6,000円になってるんですが、結構大きい金額だと思うんですけど、この機械器具費っていうのはどういうものを購入予定だったんでしょうか。

○徳丸委員長 菊井課長。

○菊井総務課長 もともと総務課が管理しています公用車を買う予定をしていたんです。

ただ、例えばダンプとか買う予定だったんですけれども、ちょっと入札をしたんですけれども、その予定していた車につきましては仕様の変更、メーカーのほうの車の形のメーカー変更であったり、そういった事情で納品が間に合わないということで、当初予定していた公用車の数が、もともと5台買う予定だったんですけれども、今回、またもうじき納車されるんですけれども、総務課が管理するセレナのほうを今1台購入することで今進めます。その差額分について今回減額させていただいております。

以上です。

○徳丸委員長 服部委員。

○服部委員 ということは、購入はされるということなんでしょうか。

○徳丸委員長 菊井課長。

○菊井総務課長 セレナは実際購入するんですけれども、もともと予定していたダンプとか箱バンの軽自動車の分の公用車についてはちょっと見送りまして、来年度以降に購入する予定で進めております。

以上です。

○徳丸委員長 服部委員。

○服部委員 セレナを購入ということなんですけれども、そのエンジンの仕様は、どういうエンジンの公用車を購入予定なんでしょうか。

○徳丸委員長 菊井課長。

○菊井総務課長 今回、6年度で購入するセレナについては、通常のガソリン車となっております。

以上です。

○徳丸委員長 服部委員。

○服部委員 たしか村長公約の中に電気自動車を導入したいというふうに考えてたんですが、今回導入されなかった理由とかってというのはどのあたりにあるんでしょうか。

○徳丸委員長 菊井課長。

○菊井総務課長 電気自動車につきましては、予定としては来年度とは考えてるんですけれども、おっしゃるように6年度から購入の検討ということはあったかと思うんですけれども、もともと当初の予算の、6年度の当初予算では通常の公用車を買う予定をしておりましてので見送ってるんですけれども、電気自動車を買う場合は、庁内に電気を充電するスタンドを設置する必要性もありますので、それについてはちょっと今回、6年度については見送ったってことになります。

以上です。

○徳丸委員長 服部委員。

○服部委員 分かりました。確かに電気ステーションまで設置するとなったらまた費用がすごいかさむと思いますし、あと最近になって電気自動車の動きもちょっと見直しがされてるようなので、特に中国でやはり電気自動車の充電に時間がかかって、電気ステーションがなかなか近くなって充電の時間がかかってしまって、それが人々の移動手段、移動時間を圧迫してってことなんで、あとは、千早の場合はまだ、最近ちょっと雪降りましたが、雪国だとすごい充電をしてもバッテリーの減りが早いとかという問題もあるので、村長公約に掲げており、また環境の面からも電気自動車を導入するっていうのは一理あるんですけれども、そこはちょっと慎重になっていただいてもいいのかなというふうに思ってますので、また世情の変化とか勘案して考えていただけたらと思います。

次に、質問を変えまして確認なんですけれども、40ページ、41ページの農地費の農業用施設整備事業費ですね、こちら一財が4万3,000円入ってるんですけれども、これはもう一般財源からは4万3,000円の支出のみの減額ということでよろしいでしょうか。

○徳丸委員長 菊井課長。

○菊井総務課長 事業費の大半は地方債で考えておりました。今回は事業費減額ということで、地方債のほうも併せて減額しております。

以上です。

○徳丸委員長 ほかにありませんか。

田村委員。

○田村委員 お聞きいたします。じゃあ、せっかくなんで41ページで。

今回、職員人件費で一般職給が1,200万円減となっておりますけれども、この1,200万円の減というのは、結構金額が大きいんですけれど、こういった理由によるのか教えていただけますでしょうか。

○徳丸委員長 北浦課長。

○北浦秘書企画課長 農業総務費の職員人件費の減ということで、部長職の分が減額されてるかなと考えております。

以上です。

○徳丸委員長 田村委員。

○田村委員 分かりました。部長さんが1人現状では減った状態だからということですかね。

あと、29ページで、政策推進費で990万円減額になってますよね。地域創生推進事

業委託料990万円、これはこういった理由によるのか教えていただけますでしょうか。

○徳丸委員長 池西部長。

○池西村政戦略部長兼産業建設部理事 地域創生推進事業交付金をいただいて事業を実施する予定でしたが、不採択となったため減額といたしております。

以上です。

○徳丸委員長 田村委員。

○田村委員 不採択となった理由っていうのはどういった内容だったんでしょうか。

○徳丸委員長 池西部長。

○池西村政戦略部長兼産業建設部理事 国のほうで精査されまして、効果等いろいろされた結果、不採択というふうになったと考えております。棚田米のおにぎりとか、そういう。

○徳丸委員長 田村委員。

○田村委員 分かりました。そうですね、おにぎりをつくってという話がありましたね。なるほどね、1,000万円かかるんかいというふうに言ってたあの分ですね。分かりました。了解いたしました。

あと、繰越明許で、自動ラップ式トイレ配備事業が、これが消防費で上がっておりますけども、この自動ラップ式トイレっていうのがちょっとどういうものなのか僕存じ上げませんので、ちょっとご説明お願いしてよろしいでしょうか。

○徳丸委員長 尾谷課長。

○尾谷危機管理課長 こちらの自動ラップ式トイレでございますけども、実際に簡易トイレになるわけではございますけども、通常のトイレ等でしたら便座の下にビニール袋が敷かれておって、実際に利用された方が用を足した後に凝固剤やそういった薬剤を振りかけて、最終的にそのビニール袋をご自身の手で取って処分をしないといけないというものでございます。この自動ラップ式トイレというのは、大きさ的にはポータブルトイレとほぼ同じような大きさでございます、そちらにつきましては、用を足すところまでは当然変わりませんが、その後に凝固剤を振り替えてボタンを押せばビニール袋が自動的に熱で閉めてくれるといいますか、そういう専用の当然袋ですとか、いわゆる消耗品は必要にはなってきますけども、そういったことでご自身、能登半島地震でやはり非常に避難された方からの声が大きかったのがトイレの問題であると、ご自身で排せつしたものを処分しないといけないものが非常にストレスになったというお声が非常に大きかったということでございますので、被災した方の、いわゆる避難所の環境を少しでも整えるためにということで、今回国から補助金のほうの事業がございましたので、こちらに手を挙げて避難所ご

とに配備したいというふうに考えております。

以上でございます。

○徳丸委員長 田村委員。

○田村委員 分かりました。非常に、災害時ということで、できるだけ避難される方がストレスを感じないような環境で過ごしていただくことが一つ大事なのかなというふうに僕も思っております。

これ、今回311万9,000円が年度内に完了しないっていうのは、その購入が間に合わなかったとか、それこそ引く手あまたな状態とか、何かそういった事情があるんでしょうか。

○徳丸委員長 尾谷課長。

○尾谷危機管理課長 そもそもこちらの事業が、地方経済生活環境創生交付金という国のいわゆる補正予算で先般可決された事業を対象としまして、今現在に、実際に計画書を提出しまして国からの回答を待っている状況でございます。当然ながらそういった部分を判断してということにはなっていくかと思いますが、実際の非常に多くの市町村もこの件に手を挙げておるところが予想されます。細かい話になりますが、大阪府のほうからも実は簡易の水洗トイレというのが先ほどの理由によって避難所台数分が近々村に提供いただけるというふうな予定になっておるところでございます。そういった部分で、水洗トイレの部分で非常に需要が大きくなる可能性もございまして、いわゆる物品の不足等も当然ながら考えられると思いますので、そういった部分を、入札等も案件にもなっておりまして、その期間等も含めましてなかなか年度内の実施は難しいであろうということで、国も実際に翌債事業でございますので、今回手を挙げて補助の対象とし、翌年度執行という形でスムーズに会計処理ができるように今回繰越しをお願いしたところでございます。

以上でございます。

○徳丸委員長 田村委員。

○田村委員 よく分かりました。現状、その避難所、小吹台等、BG、くすのきホールと開設されておられますけど、やはり来られる方には偏りがあって、その背景には避難所の居心地のよさっていうか、過ごしやすさっていうのがあるかと思いますが、できるだけ避難された方の生活に配慮した避難所づくりをしていただけたらなというふうに思います。

以上です。

○徳丸委員長 ここで暫時休憩をします。

再開は事務局より連絡があります。

午後1時57分 休憩

午後 2 時 2 0 分 再開

○徳丸委員長 休憩前に引き続き会議を開催します。

議案第 1 7 号について、ほかに質疑はありませんでしょうか。

(「質疑なし」の声あり)

○徳丸委員長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○徳丸委員長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第 1 7 号を採決します。

お諮りします。

本案の総務民生常任委員会所管分は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議あり」の声あり)

○徳丸委員長 異議がありますので、起立によって採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成 5 名 反対 1 名)

○徳丸委員長 賛成 5、反対 1 人。起立多数です。よって、本案は本会議において原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 1 8 号令和 6 年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）を議題とします。

本案件について説明を求めます。

酒見住民課長。

○酒見住民課長 議案第 1 8 号令和 6 年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）についてご説明いたします。

歳入歳出事項別明細書により、事業勘定からご説明いたします。

1 4 ページをお願いいたします。

歳出でございますが、全般的に実績見込みや負担金の確定によりそれぞれ不用額の減額や財源更正を行っております。

不用による減額やそれに伴う財源更正については、説明を省略させていただきます。

1 6 ページをお願いいたします。

基金積立金は、財政調整基金積立金の利息見込みの増によるものでございます。

諸支出金、償還金及び還付加算金の保険給付費等交付金返還金につきましては、過年度

分の特別交付金に返還金が生じたことによる増額でございます。

繰出金の直営診療施設勘定繰出金につきましては、特別調整交付金僻地診療分の確定による増額でございます。

続きまして、10ページをお願いいたします。

歳入でございます。

各科目の増減は実績見込みによるものですので、主なものについて説明させていただきます。

府支出金、府補助金の事業補助金につきましては、実績見込みによる増でございます。

財産収入、財産運用収入につきましては、財政調整基金の利息見込みの増によるものでございます。

繰入金、他会計繰入金の一般会計繰入金につきましては、保険基盤安定繰入金の確定や実績見込みによる増減でございます。

12ページをお願いいたします。

繰越金につきましては、財源の確定による増額でございます。

次に、診療施設勘定でございます。

24ページをお願いいたします。

歳出でございます。

歳出の一般管理費につきましては、実績見込みによる減額でございます。

続きまして、22ページをお願いいたします。

歳入でございます。

歳入金の一般会計繰入金につきましては、収支見通しに伴う減額でございます。

事業勘定繰入金につきましては、国保特別調整交付金僻地診療分の金額確定に伴う増額でございます。

雑入につきましては、実績見込みに伴う減額でございます。

以上、説明とさせていただきます。

○徳丸委員長 これより質疑に入ります。

(「質疑なし」の声あり)

○徳丸委員長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○徳丸委員長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第18号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○徳丸委員長 異議なしと認めます。よって、本案は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第19号令和6年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算(第6号)を議題とします。

本案件について説明を求めます。

山谷福祉課長。

○山谷福祉課長 それでは、議案第19号令和6年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算(第6号)についてご説明いたします。

歳出についてご説明いたします。

本補正予算において、歳出全般の減額につきましては、全て事業決定や決算見込みによる不用額でございます。

増額部分についてご説明いたします。

議案書の12ページをお開きください。

保険給付費の1項、介護サービス等諸費、1目、居宅介護サービス給付費は、要介護認定者がホームヘルプサービスやデイサービスなどの居宅サービスを受けたときに介護事業者へ支給する経費で、利用増加に伴う増額です。

14ページをお開きください。

6目、居宅介護サービス計画給付費は、要介護者がサービス計画作成を受ける旨をあらかじめ申請し、その者が指定居宅介護支援事業者からケアプランの作成や介護サービス事業者との連絡調整などの居宅介護支援を受けたときに給付する費用で、利用増加に伴う増額です。

2項、介護予防サービス等諸費、5目、介護予防サービス計画給付費は、要支援者のケアプラン作成や介護予防サービス事業者との連絡調整などの居宅介護支援を受けたときに給付する費用で、利用者増加に伴う増額です。

16ページをお開きください。

5項、高額医療合算介護サービス等費、1目、高額医療合算介護サービス費は、医療保険と介護保険の両方の自己負担額が高額になった場合に、定められた限度額を超えたときに支給する費用で、限度額を超過した額の増加に伴う増額です。

款、地域支援事業費、項、介護予防生活支援サービス事業費の１目、第１号訪問通所事業費は、介護予防・日常生活支援総合事業対象者が利用する訪問介護または通所介護に要する費用で、利用の増加に伴う増額です。

１８ページをお開きください。

基金積立金の１目、介護給付費準備基金積立金は、基金積立金利息の利息見込みの増に伴う増額です。

歳出につきましては以上です。

続きまして、歳入についてご説明いたします。

８ページをお開きください。

歳入全般の減額につきましては、全て不用額及び歳出の減額に伴う減でございます。増額部分についてご説明いたします。

国庫支出金の国庫補助金、２目、地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業と支払基金交付金の地域支援事業支援交付金と府支出金の府補助１目、地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業、１０ページの繰入金の一般会計繰入金、２目、地域支援事業繰入金、介護予防・日常生活支援総合事業は、第１号訪問通所事業費の増額に伴うものです。

８ページに戻っていただきまして、国庫補助金の５目、介護保険保険者努力支援交付金は、高齢者の自立支援重度化防止等に向けた市町村の取組に対し、評価指標の達成状況、評価指標の総合得点に応じて交付されるもので、今年度の交付額が決定されたことに伴う増額です。

１０ページをお開きください。

財産収入の１目、利子及び配当金は、介護給付費準備基金積立金の利息見込みの増に伴う増額です。

繰入金の低所得者保険料軽減繰入金は、低所得者の保険料軽減分の国、府、村負担分を繰り入れるもので、軽減対象者数の増加に伴う増額です。

以上、説明とさせていただきます。

○徳丸委員長 これより質疑に入ります。

田村委員。

○田村委員 どうもご説明ありがとうございました。

介護給付費準備基金についてお伺いしたいんですけれども、こちらの現在残高はどれぐらいあるものなのでしょうか。

○徳丸委員長 山谷課長。

○山谷福祉課長 ５年度末の決算年度末現在高ですけれども、こちらのほうは１億４，９７６万４，７３９円となっております。

以上です。

○徳丸委員長 田村委員。

○田村委員 分かりました。

この介護給付費準備基金１億４，９７６万円というのは、主な用途としては介護保険料の減額とか、そういったものを想定しておられるのでしょうか。

○徳丸委員長 山谷課長。

○山谷福祉課長 保険料の減額というよりは、保険給付費に充てるものでございます。

以上です。

○徳丸委員長 田村委員。

○田村委員 金額的にはたしか１億３，０００万円ぐらいですか、来年度予算で想定しておられたのかなと思うんですけれども、違いましたか。

○徳丸委員長 山谷課長。

○山谷福祉課長 すいません、第９期計画、３年間ですけれども、８，４００万円の取崩しを予定しております。

以上です。

○徳丸委員長 田村委員。

○田村委員 昨今、この補正が上がってくるたびに金額が増えているなというような、その給付費等の増加っていうのがちょっと気になってたので、それで状況っていうのを伺いさせていただきました。よく分かりました。ありがとうございます。

○徳丸委員長 ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○徳丸委員長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○徳丸委員長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第１９号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○徳丸委員長 異議なしと認めます。よって、本案は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第20号令和6年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案件について説明を求めます。

酒見住民課長。

○酒見住民課長 それでは、議案第20号令和6年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

歳入歳出事項別明細書によりご説明いたします。

10ページをお願いいたします。

歳出でございます。

後期高齢者医療広域連合納付金は、保険基盤安定納付金の確定による減額でございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。

歳入でございます。

保険基盤安定繰入金は、保険基盤安定納付金の確定による減額でございます。

以上、説明とさせていただきます。

○徳丸委員長 これより質疑に入ります。

（「質疑なし」の声あり）

○徳丸委員長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○徳丸委員長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第20号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○徳丸委員長 異議なしと認めます。よって、本案は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで本日の委員会を閉じ、令和7年3月総務民生常任委員会を閉会します。

皆さん、お疲れさまでした。

午後２時３６分 閉会

委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

総務民生常任委員会

委員長 徳丸 初美